

船舶事故等調査報告書

平成23年4月28日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010長第109号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成22年7月12日 10時45分ごろ	
発生場所	長崎県東彼杵町 <sup>ひがしそのま</sup> 彼杵港内 (概位 北緯33°02.2′ 東経129°54.6′)	
事故等調査の経過	平成22年12月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	砂利運搬船 第十八 <sup>きんえい</sup> 金栄丸、1,598トン	
船舶番号、船舶所有者等	132315、株式会社有明商事	
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	船底及びビルジキールに損傷	
事故等の経過	本船は、船長ほか5人が乗り組み、海砂約1,000m <sup>3</sup> を積載し、船首約3.5m、船尾約4.0mの喫水で彼杵港内を東南東進中、平成22年7月12日10時45分ごろ、船尾付近が浅所に乗り揚げた。	
気象・海象	気象：天気 雨、風向 南西、風速 約5m/s 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期	
その他の事項	船長は、彼杵港内を航行中、測深機により水深を確認していた。 船長は、彼杵港内における浅所の存在を知らなかった。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、彼杵港内を東南東進中、船長が浅所の存在を知らなかったことから、船尾船底が浅所に乗り揚げたものと考えられる。 船長は、彼杵港内を航行中、測深機により水深を確認していたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、彼杵港内を東南東進中、船長が浅所の存在を知らなかったため、同浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	